

## 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会・幹事会合同会議

平成 29 年 3 月 22 日（水）

13:00～15:25

### （開会）

【基金事業課長】 本日は柴田委員、関谷幹事が御欠席。次第記載のとおり審議事項 3 件、報告事項 1 件。会長お願いします。

### 【長坂会長】

これより平成 28 年度第 7 回神奈川県ボランティア活動推進基金審査会・幹事会合同会議を開催する。この会議は神奈川県情報公開条例第 25 条の規定に基づき公開する。

### （審議事項 1 基金 21 条例開催に伴う実施要綱改正について）

#### 【長坂会長】

審議事項 1 基金 21 条例改正に伴う実施要綱改正について、事務局から説明を願う。

#### 【基金事業課長】

参考資料 1 をご覧願います。本件は、あらかじめ、審査委員、幹事会幹事の皆様にご意見等を照会しており、今回、それら意見等を踏まえ、一部修正を加えたもの。

2 頁の第 2 条は、字句等の修正を、第 6 条は、対象事業等の決定として、負担金、補助金、奨励賞の被受賞者の決定と併せて、団体成長支援の対象となる支援について、明確化するため、表現を変更したもの。

8 頁の奨励賞についてですが、以前、「継続・発展性」でご照会させていただいたが、「受賞の効果」においても「発展」との表現があり、重複することから、「継続・発展性」については、従来どおりの「継続性」に修正させていただいた。参考資料 1 に関する事務局からの説明は以上。

### （質疑）

#### 【長坂会長】

幹事会の方で何か意見はあるか。

#### 【中島委員】

幹事会でも議論しており、本日は特に意見はなし。

**【長坂会長】**

何か気がついた点や意見等があれば後日、事務局に伝えてもらいたい。それでは、事務局案のとおり了承とする。

**(審議事項 2 平成 29 年度募集分募集案内等)**

**【長坂会長】**

審議事項 2 の平成 29 年度募集分募集案内等について、事務局から説明を願う。

**【基金事業課長】**

(参考資料 2 から参考資料 6 についてそれぞれ説明)

- ・参考資料 2 は、来年度作成予定の基金 21 事業の総合パンフレットの案。
- ・参考資料 3 から 6 は、基金 21 各事業の募集案内の案。

いずれも今回の基金 21 条例の一部条例改正に伴い、対象となる団体並びに対象事業等について修正を加えたものであり、これについては、あらかじめ、審査会、幹事会に事前に意見照会をさせていただいており、現段階の事務局案としてお示しするもの。事務局からの説明は以上。

**(質疑)**

**【黒岩幹事】**

負担金の募集案内の 6 頁に記載の受付時間が変わったということだが、基本的に土日も受け付けるのか。これでは受け付けるのかわからないが。

**【基金事業課長】**

事務局では、年末年始等の閉庁日以外土日も職員がいることから、土日も含め受け付ける。

**【黒岩幹事】**

今までの団体以外に初めての団体も応募対象となることから、土日も受け付ける旨記載した方がよいのではないか。

**【基金事業課長】**

ご意見を踏まえ、土日も受け付けることを明記したい。

**【中島委員】**

審査基準で、「地域や社会」という言葉をいろいろと使われているが、「地域社会」という言葉もまだある。奨励賞は「地域社会」と書いてあったり、

「地域や社会」と書いてあったり、両方記載があるが、どちらも同じ意味だとは思いますが、どちらかに統一した方がよいのではないかと。

**【基金事業課長】**

従来 of 奨励賞では、「社会に」という表現であったが、今回の改正では、「社会」では対象が大きいため、他の審査基準も含め、新たに「地域」という言葉を追加させていただいた。ご指摘の事項については、今後、整理させていただく。

**【中島委員】**

成長支援事業について、募集案内における支援対象として、ボランティア団体の定義をそのまま記載している。最終的な恩恵を受ける団体が支援対象団体として定義されるのは理解できるが、例えば、昨年度、今年度実施した団体成長支援事業において、公設公営の市の中間支援組織が伴走支援を一緒にできなかったりした。

しかし、それらを支援対象とすることで、最終的な受益者、支援の対象は、あくまでここでいう「ボランティア団体」である。

中間支援機能を強化するという意味では、公設公営の人たちも支援対象に加えた方がよいのではないかと。

「支援対象団体」ではなくて、成長支援事業のプログラムに参加できない状況というのは、本来の趣旨に反するのではないかと考える。そことの関係で、そのような団体もプログラムに参加した方が成果があがることが予想されるのにそのようになっていないのは本末転倒ではないかと。この「支援対象団体」というのをどのように解したらいいのか、審査会委員、幹事会幹事の皆さんのご意見を伺いたい。

**【基金事業課長】**

条例並びに実施要綱では、支援の対象となる団体は限定されている。

**【長坂会長】**

この議論は、以前行った成長支援事業の議論の際にも出ていたもの。

**【中島委員】**

それについては結論に至っていなかった。最終的な受益者は、条例や要綱に記載されているとおりボランティア団体で間違いない。そのボランティア団体に対する利益を最大限伸ばすために、副次的に支援をするような人たちが出て、それが必ずしも（実施要綱でいう）ボランティア団体に該当しなくても、それ

は仕方がないものとする。それを排除してしまうと、ここの市町村の支援センターは公設公営だから、伴走支援はできないというのはおかしい。

**【長坂会長】**

以前、審査会が採択した成長支援のプログラムの中に、副次的に支援するような人たちも入ってきてもらい、一緒になって受けてもらってはどうかという議論があった。それはとてもいいことではないかというような意見があったと記憶しているが、今の仕組みだと、そのような人たちは、成長支援事業のプログラムへの参加を否定することとなるが、これは、それを肯定するかどうかの議論。

**【中島委員】**

最終的な受益者という考え方と、その受益者に対する支援をするために必然的に付随してしまう利益というものがあるのではないか。杓子定規に解釈するのではなく、最終的な利益というものを、ここに書いてもいいのではないか。

**【長坂会長】**

以前の議論では、確かに法的に問題があるかもしれないが、団体に来てもらうという仕組みは、団体成長支援事業の中身の向上、公設公営の団体及びボランティア団体の連携が図られ向上に繋がるわけだし、いいのではないかという発言があったように記憶しているが。

**【中島委員】**

実際に、同じような案件があった場合、相談を受けた場合には、事務局は現在の状況だとどのように回答されるのか。

**【基金事業課長】**

条例7条の基金21の処分の対象として、支援のために処分できる規定があるが、それでは問題ないのではないかと考えている。

**【中島委員】**

条例の規定している、団体の支援のために中間支援組織が入るのはまったく問題ない。

**【基金事業課長】**

中間支援組織を参加させるということは、間接の間接となるが。

### 【事務局】

条例上は、間接的にボランティア団体の利益に繋がるのであれば、公設公営のセンターを対象とすることは、どちらでも解釈が可能と考えられる。

ただ問題なのは、実施要綱の第 26 条では、支援の対象となるボランティア団体について厳格に要件を規定しており、公設公営のセンターを対象とすることについては解釈しづらい。

ただし、実施要綱については改正も可能であり、26 条に規定を追加することで対象となる可能性も考えられる。

### 【副所長】

中島委員の考える最終的な支援というのは、ボランティア団体になるのですが、この間に入っている中間支援組織も支援対象にしてよいのではないかとこのことだが、現実施要綱では難しい。

支援対象は、事業実施の受託者が選定することとなっていることから、受託者が選定するのは特段問題ないのではないかと考える。ただし、公設公営は疑義がある。

### 【中島委員】

つまり、実際運用上は、例えば、どこの中間支援組織が受託したとしても、この中間支援組織と一緒にやって、結果的にボランティア団体に支援することとなればOKということか。

### 【副所長】

そのように考えている。受託者が他の中間支援組織もプログラムに参加してもらい、ボランティア団体の支援を行うということであれば問題ないのではないかと考える。

### 【長坂会長】

それが確認できればいいのだが。

ただし、一つ、そのプログラムの設定の時に、一緒に研修会をやりましょうといった時に、通常のボランティア団体は無料となるが、参加する中間支援組織の人たちも無料でよいのですね。

### 【副所長】

無料となると考えている。

**【事務局】**

実施要綱の26条の改正はないということでよいか。ボランティア団体でないものも支援対象となりうることになるが、その場合は、改正した方がよいものとするが。

**【徳永委員】**

そうすると、中間支援組織と呼ばれているものの中に、いわゆる営利団体、株式会社なども入ってくるのではないかと。そのような団体も、将来的には、参加者になってくるのではないかと。そこまで範囲を広げると、少し懸念が残るが。

**【中島委員】**

私も少し考えていて、企業も排除する理由はないのではないかと。

**【長坂会長】**

ボランティア団体の支援の役に立てばいいのだから。

**【所長】**

今の点で、中間支援団体を成長支援事業の支援を受ける対象とすべきとの、審査会、幹事会皆様のご意見と受けとめさせていただく。

実施要綱26条の改正が必要かどうか、事務的にどうするか整理させていただきたい。このままでいいのか、一項加えた方がいいのか、そのへんを明確にしていきたいと考えるが、いかがか。

**【長坂会長】**

それでよいか。

**【為崎幹事】**

中間支援を強化するというときに、他の中間支援組織を支援の対象と考えるのか、それと支援の手法の中に組み入れ、プロセスの中に入ってくると考えるのかというあたりで解釈が違ってくるのかと感じた。

中島委員が言われたように、支援の対象というのは、あくまでもボランティア団体なのだけれども、そこを支援するにあたって、一緒に他の中間支援組織を組み込んで、一緒に支援するという方法でやる、その中で、結果として、中間支援組織の強化も図るということであれば、直接的な支援も対象としての位置づけとはならないのではないかと考える。支援の対象という範囲をどこまで捕らえるのかということで、実施要綱26条に追加するのかどうかという判

断が違ってくるような気がする。

今、関内イノベーションイニシアティブがやっているのは、中間支援組織と一緒に入る中で、支援を強化する方向なのだと思うのだが、そうすると、直接的な支援の対象にするというところと、少し位置づけが違うのではないかと思う。

#### 【会長】

そういう解釈で私はよいと考える。そのために申し上げたのは、研修を行う際に、対象となるボランティア団体も来てほしいし、他の中間支援組織も来てくださいといった場合に、両方とも受益者になるというようなややこしい問題が起きた場合に、プログラムを行うプロセスの中に、他の中間支援組織がいるわけだから、それがよいということが確認できればいい。他の中間支援組織も参加が無料でいいのだと、そこをクリアしたかった。

#### 【高橋委員】

その趣旨を汲み取っていただき、もし、第 26 条を変える必要が出てくれば、事務局の方で検討の上、案を作っていただきたい。

一回、締めていただいたところだが、障害者の事業については、いろんな場面で提案があるが、例えば、先ほど話があったように、中間支援的な支援を行う団体として営利団体についても排除しないということにもなるとの意見があったが、まさしくそうだと思う。

例えば、障害者のところでは、現在、福祉の団体として法人格がとれる。法人のいろんなノウハウを活かす趣旨、株式会社も指定がとれる。中身をどうしているかということ、表向きは株式会社だが、福祉指定をとっている。整理として、福祉のところとそうでないところは、中身で分けて、様々な経理的、財務的な処理を行っている。

ということは、受ける事務局が、株式会社だからイコールダメとやってしまうと、中身をよく知っていないと、対象であるかどうかとうところまではよく判断ができない。そのへんの柔軟性についても持っていないといけないのではないか。

そのへんも含めて手続き上、やっていただくような、認知をしていただけるとさらによいものとなるように思う。

#### 【基金事業課長】

今のはこの成長支援事業についての話か。

#### 【高橋委員】

難しいのは、間接的になった場合ということだが、他の組織もこれにあたるのではないかと思うが。

現在、株式会社でも福祉指定をとれる。表向き株式会社だが、サポートする対象ではないと否定されるものではないということ。

基金 21 の対象となる様々な事業が、障害者支援が増えているので、それら福祉の制度が株式会社も対象としていることを理解していただかないといけない。株式会社イコールダメよ、ではない。

#### 【会長】

おっしゃるとおり。私の理解では、いままで確認してきたのだが、間接的で、その目的であれば、そのプロセスの中で、公営公設のみならず、株式会社の人たちもそこに参加して一緒にやるということは、それがよりよいサービスになり得るということになるので、株式会社も含まれるのではないかということ。

福祉の現場で株式会社もあるということを審査会も理解する必要があるということでしょうか。

#### 【高橋委員】

福祉を行う株式会社は見えにくい、わかりにくいですが、成長戦略というところでは、そのとおり。

### （審議事項 3 その他）

#### 【長坂会長】

審議事項 3、その他について、事務局から説明を願う。

#### 【基金事業課長】

参考資料 7 をご覧願います。平成 29 年度以降の応募書類等の扱いについて、事務局から、審査会委員、幹事会幹事の皆様に、ご意見等をいただきたいと考えております。基金 21 条例の一部改正により、ボランティア団体の要件として、

- ・基金の負担、補助、表彰又は支援を受けることで、組織の運営基盤が整備され、安定的、継続的な事業運営を行っていくことが期待されること
- ・団体にあっては、市民の発意に基づき設立されたものであって、不特定多数のもの利益の増進に 寄与することを目的とする非営利の事業を主たる事業として実施していること

などを、新たに追加した。

また、今後、基金 21 事業へ提案、応募する団体の要件を確認するため、新たに、法人等に関する書類の提出を求めることとしている。提出を求める書類については、2 頁をご覧願いたい。1 頁の下段「事務局における応募書類等の取

扱い」(案)をご覧願いたい。これについて、「提案・応募・推薦者から受付、審査会への諮問の流れ」について、フロー図に示しているので、この流れで説明する。(3頁のフロー図 説明)

今後、一般社団法人等の提案、応募も可能となり、審査対象の件数も増えることが想定されるため、あらかじめ指定した期日までに必須書類が提出されなかった場合の取扱い、また、法人等にあっては、対象団体の要件に必要な書類が提出されなかった場合の取扱いについて、事務局で改めて整理し、案を示させていただきます。説明は以上。

### **(審議)**

#### **【小松委員】**

これはすなわち、書類が整わなければ審査にかけないということか。

#### **【基金事業課長】**

今までも提出書類が不備なものもあったが、最終的に事務局で不備書類の再提出などの補正を行い、結果的には形式要件を整い受け付けしていた。

しかし、今後、ボランティア団体の範囲が広がることから、今まで以上に応募件数が増えることも想定される。中には、収支計算書など審査に必要な必須書類の不備などがあり、再提出を求めても期日までに提出されないケースなどについて、「書類不備のため審査会での審査不可との提案・応募等」と理由を付し、審査会に参考送付するもので、幹事会での事前調査の対象とはしないこととについて、審査会、幹事会の皆さんの意見を伺いたい。

#### **【長坂会長】**

今のは、重要な手続きの変化に関する説明。

#### **【小松委員】**

書類がないのに審査会、幹事会にあげるとするのは、公平ではない。

先ほど、公正さ透明さという説明があったが、透明性としては、こういう理由で審査会、幹事会にあげられなかったと、相手に明示し説明できればよいのではないか。皆さん、いろんな団体は一生懸命書類を書いて応募してきているので、書類を揃えられないところは、そもそもそれを同格に扱うことはむしろ他の団体と比べ公平性がないのではないかと、個人的には思う。

実際の数として、NPOより一般社団法人等の方が多くなっており、当然、応募も増えてくるものと思われるので、厳しくしてもよいのではないか。

もちろん、何の督促もしなくて切るのはだめだが、何回か督促をしてそれでも出てこないのならやむを得ないと思う。

**【会長】**

今の小松委員の意見についていかがか。

**【佐藤委員】**

賛成。

**【徳永委員】**

賛成。

**【服部委員】**

質問してよいか。先ほどの成果報告会で、ある団体が、NPOってなんだか分からなかったが、いわれるままに設立をしたという趣旨の発言があった。今や彼は、NPOはすばらしいと思っているが、例が悪いが、あのような団体にとって、この要件で提案を容易に出せたのか。もちろん提出にあたってサポートをされたのだと思うが、結局、ああいった人たちが漏れ落ちるのは 気の毒だなあと思っていて、どこまで事務局がサポートしてくださるかということでもある。

ただ、その団体はそんなのは出来たよというのであれば、もちろん違う議論になるのだけれども。

**【事務局】**

その団体は、NPO設立の時にはよく分からなかったといていたが、提出書類は全て整えて提出している。それは、当時の所管課の職員が丁寧に説明をして、これだったらNPOにした方がいいのではないかと助言し、そのためにはこれとこれの書類が必要だと指導して出したもの。

**【服部委員】**

そうなると、出来ない団体をバシッと切るか、もし手厚くやると、すごく件数が増えると幹事会も大変だけれども事務局も大変となる。そこをするかしないか。

**【基金事業課長】**

事務局としては、申請件数は増えるものと想定しており、それに伴う事務量が増えるのは当然覚悟している。

今までどおり説明会も行うし、個別相談などもきちっとやって、引き続き、提案を希望する団体についてのフォローを行っていきたい。

ただ、今議論してもらいたいのは、郵送だけで提案して後は知らないという団体等のケース。何度も催促しても書類が出てこないような団体への対応について議論をお願いしたい。

当然、事務局としては、よい提案がなされれば、事前相談の段階で書類に不備がないようにフォローし、それらを審査会、幹事会にあげ、厳正に審査していただきたいと考えている。

#### 【副所長】

諮問するということは、当然、幹事会による事前調査の対象にもなって点数も付けられることになる。3頁の図の一番右側の例でいくと、諮問しないという話になると点数も付かない。ただ、一応申請されたものについては、書類不備等があれば事務局で催促等を行い、書類を整え、幹事会で点数をつけてもらい、それを申請者にお返しするというのが今の仕組み。

今後、点数も付けられないようなものが多くなるのではないかという想定のもとに、そういう不備なものについても受け付けるのかという議論が必要ではないかと考えている。

#### 【服部委員】

受け付けなければ話は簡単。

#### 【副所長】

ただ郵送で送られてきた場合、これを受理しないというわけにいかなくなってしまう。

#### 【黒岩幹事】

学会のケースでもそうだが、形式を満たさないものなどが増えてきていて、やはりこれと同じような議論だと思う。形式を整えていないものはそこまでの努力だったり、やはりそこが審査してもらうためのスタートではないか。書類に不備があるということは、それは自己責任で、やはり受付しないというのが一般の社会のルールではないかと思う。

今までの理念というのは十分に分かるが、事務局がこんなにサポートしていて、遅くなっても切るのではなく、対応しているというので十分ではないか。対象が増えると、とりあえず出しておけというのが絶対に増えてくるのではないかと考えると、そのやり取りの中で、ここには書いていない期限というものがある、それすら守れなかったらそこは対象にしないと。逆に一生懸命がんばったところの方が、全然フェアではないと思うがどうか。

### 【高村幹事】

過去にも、とりあえず書いたという書類もある。それは、私はこういう理由で判断できませんと書かせていただいたし、点数が付けられないというものも実際にあった。幹事会は、わりとそういうところを皆さん厳しく見ている。書類については、もし、募集案内に記載の書類が整ったか整っていないかで受け付けるか受け付けないかということ判断していただくのであれば、募集案内に書いていただいた方がよい。そこで、事務局が受け付ける受け付けないの判断はしていただきたいと思う。

書類の不備、書き不備というのは、一つの項目に対してよく見ていくとある。私の幹事としての立場では、書類がたくさんであっても、一回見たいと思う。そこで、ノーコメント、これはダメと言うふう判断し、審査会にはあげない、上位にはあげないというふうにして。

とりあえず、こういうふうに出さないというふうになると、やっつけで書いてくる団体もあれば、もう書けないからやっぱりいいですとってあきらめる団体も出てくるかもしれない。そういうところは事務局側で判断しないで、幹事会にあげていただくのがいいのかと思う。

### 【山内幹事】

受け付けるということか。

### 【高村幹事】

申請書が整っていれば受け付ける。今まで一行しか書いていないものもあった。それだったらいいのかとか、そうじゃなかったらダメだとかの判断を事務局側でしない方がよい。

### 【黒岩幹事】

最低限、形式が整っているということか。一行であってもとりあえず書いてあるとか形式が整っていたら受け付けるということか。

それすらなかったら、例えば、必要書類そのものが出ていなかったら受け付けないということか。

### 【副所長】

例えば、必要事項として収支予算を書きなさいとかいう欄がまったく白紙で、事業計画だけ出てきという場合も受け付けるべきということか。書類の不備についてどこまでの範囲をいうのか。

### 【会長】

書類不備の範囲について議論しなければいけない問題。

私自身は、一つは、この基金21のシステムは、市民団体を育成する、自立を支援するという、弱いところを強くするというわけだから、皆対等に書類を書く力があるという前提ではなくて、そこのポジションに立つべきではないかと思う。

二つ目は、いままでずっと受け付けていただいて、事務局で不備なケースについて、必死になって書類を一式揃えるなり、一部足りないものはあったかもしれないが、全部受ける形で幹事会にあげてきたわけだから、私は、これからも同じでいいのではないかと考える。幹事会当日に重要な書類の不備があるのならそれは不備で点数がつけられない、評価できないとしていただき落としていただければいいわけで、事務局レベルでこれは書類が不備だから幹事会に出さないというのは、何をもって不備にするのか、更に細かく言えば、事務局はどこまで努力したのか、何回電話したが出なかったとかさらに細かくなってくるので、今までどおりでよいのではないかというのが私の意見。

#### 【服部委員】

今の意見に賛成。このように想定問答しておくのはいいと思うが、新しく来るところが非常に悪者であるのでなければ、どういう人を想定しているのか分からないが、一つだけ抜けていたとか、何かの理由で催促がいきわたらなかったとか、言い訳してきたときにどうするのか。よけいややっこしい話になると思うので、幹事会の皆さんの意見は分かれるものと思われるが、これは、これとこれが不備だと示していただくのが一番賢明だと思う。例えば、内容のあたりを見ているのと、これまで参考資料を付けてほしいということで付けることになった経緯もあるわけだから、まずは、やってみましょうとの方がよろしいのではないかと思う。あまり杓子定規にやるよりも、趣旨的には応援なわけだから。後、上から目線で審査しているわけではないので。後1年経って、やっぱりそうだったと言うことであれば、厳しくされるといいのではないか。

#### 【為崎幹事】

今、公平性と言うことを聞いていて、どこまで不備をきめ細かく事務局側がチェックされるか、後、不備があった場合、どこまでフォローするかに差があると、それが不公平に繋がってしまう。誰かが受けて、この人は非常に内容まできめ細かくチェックしてあげる、しかしこちらのケースではそこまでいかないということになると、それはそれで不公平なのかという気がして。件数が多くなってきたときに、複数の手を経て、その経る手によって、不備のチェックとフォローの度合いが違っているとそれはそれで不公平なのかという気が少しした。

ここまで決める必要はないと思うが、非常にドライに考えるのなら、内容ではなく、まずは提出が求められている書類の種類が揃っていれば受け付ける、種類が揃っていなければ指摘すると。案にあるように、一度は指摘をする、その指摘をしても期限に出てこなければ、そこでは、その後はやらないとか。期限が迫ってきていても、もう一回は催促しないとか、一度は書類を修正する機会は与えるけれども、そこで出てこなければよいとか。ただし、それは一目瞭然なので、事務局は幹事会にあげていただいて、幹事会は、幹事の判断で点数を付けない、これは対象にならないという判断をするなり、そのように裁いていけばいいわけで、機会は与えてやり、応じなかった時は、幹事会の判断で却下するというプロセスでやっていけばいいのではないかと感じた。次回から本当にこれでやるのか別として、そのようなやり方もあるのかと思う。

#### 【服部委員】

本質的には今の意見に賛成なのだが、公平、不公平という議論を持ち出すと、少し差しさわりがあるのではないかという気がして、それなら何もしないのが公平になってしまう。どこかで接点を持つことが公平か不公平かという議論になってしまうので、じゃあ何もしなければいいのではないかということになった時に、今までやってきた事務局の思いと熱意があつてこそこまできているので、あんまり厳しく決め事をしない方がいいのではないか。

とにかくさじ加減を皆ゆるやかに持っている方がいいのではないか。

本質的には賛成だが、あまり公平だからとか不公平だからということと言うと、逆にどうかなあという気はする。

#### 【為崎幹事】

今言ったような方針を明確に明文化して打ち出すということではなく、一応、この場の基本的な考え方として持っていて、後は柔軟に対応することでよいのではないかと、皆さんの意見を伺っていて思った。

#### 【中島委員】

実際に問題のあるのは、電話相談もなく書類が送られてくる場合。相談があった場合には、書類が少し不備でも、これは直さないとだめではないかという話をするわけですね。

#### 【基金事業課長】

それは今までもやっており、これからもそのように行っていく。

#### 【会長】

そうすると、事前相談があるものとそうでないものと。郵送してくるものは受けっぱなしになってしまうのか。郵送してきたものについても、一度お目にかかって相談を受け付けたいということはあるのか。

**【服部委員】**

郵送しっぱなしのものは受け付けないようにすればいいのではないか。

**【中島委員】**

私は、基本的に服部委員が言われていることに賛成。大変なのは幹事であるが、書類を見たいという幹事もおり、私も見たいと思うので、受け付けていただいていいのではないか。

**【会長】**

基金事業課の事務局の業務が限界に来ているのかと感じた。今までは、現場や担当者の方の努力で、とにかく書類を整うようにして審査会に送り込んできて一件もノーというものがない。しかし、協働事業負担金事業も事務局で募集案内の作り直しなどでどんどん仕事が増えていて、なんとかしてほしいという気持ちがあってこれが出てきたのだろう。

しかし、今の意見を集約すると、もう一年待ってくださいというのが、皆さんの意見のように思われる。

**【中島委員】**

受け付けて回せばいいというのとは違うように思うが。

**【事務局】**

これは受け付けない、これは回そうかどうしようかというのが一番事務局としても迷うところ。

**【黒岩幹事】**

迷って、何これ書類ないしとか。書類を読んでいると分かるが、うまい人達もいて、うまくないけれども熱意もあるといのは、きっと読み込めば分かるので、私たちが判断をするということでもいいのか。でも、点数を付けることが出来ないケースもある。

**【中島委員】**

点数付けられないものも幹事会は受け、これは判断できないとしている。

**【黒岩幹事】**

我々は、一応受けるということで。形式的なものだが、1から5のうち、5は無いのだけ4まであってもとりあえず受け付けると。その形式はやっぱりやった方がいいという気がしている。

**【中島委員】**

形式自体も書いてあるか書いてないか位しか判断できない。

**【黒岩幹事】**

必要書類が無かったというものはどうなのか。

**【基金事業課長】**

提案書とか収支予算書とか、審査に必要な必須書類がないケース。

**【副所長】**

不備というより不足の場合。何とか今までは出させるように努力して、ごく簡単な収支予算でも出てくれば受け付け諮問してきたが、それが今後、郵送の場合、出てこないことも想定されるため、それらも全部幹事会に回すのかという議論。

**【会長】**

私を含めて審査会の委員としては、この事業は事務局と幹事会の皆さんにお願いしている。

**【高橋委員】**

募集案内で、持参を「原則」と書いてある。丁寧に、やむ得ない場合は…と書いてあるが、このやむを得ない場合は理由を言ってもらわないと、かっぺに出す方がやむを得ないとしてしまうと、郵送になってしまう。熱意が伝わらないのではないか、とった方がよいのではないか。

**【徳永委員】**

今までも郵送は受け付けていたのか。

**【基金事業課長】**

郵送も受け付けてきた。

**【徳永委員】**

全国規模の助成財団などは、メールや郵送だけで、むしろ持参不可というところもある。これは神奈川県内。神奈川県内なら、箱根だって横浜に来てもらっていいのではないか。郵送不可でもよいのではないか。

**【基金事業課長】**

仕事をされている方もいるので、募集期間に来れないケースなども想定している。これら提案書を書き込むのに相当な時間を要するので、募集期間のぎりぎりまで書き込んでおり、期限までに持参しようとしたが、別の用事が入り、持参できないケースなども想定している。

**【徳永委員】**

そうか、しかしそれだけはしてくれないと、相当の税金を投入している事業で、県が支援し成果をあげていただくものなので。

**【長坂会長】**

いろいろとご議論ありがとうございます。よい議論が出来たと思うが、結論として、皆さんの意見としては、ちょっとペンディングとして、つまり、1年現状のままやってみて、それを踏まえてもう一度議論しよう。

一つ、高橋委員が指摘された、募集案内の中に、「やむを得ない場合は郵送可」というのを削除するか、または原則とするか。また、やむを得ない場合は電話をくださいとするか、そんなふうに変えてみてはいかがかと思うので、そこは事務局で検討していただくことでいかがか。

**【副所長】**

基金の趣旨では、対面で相談、助言というのが丁寧で、団体の育成にも繋がるので原則とした。

しかし、今、基金事業課長が言ったようなやむを得ない場合というのいろいろとあるので、そこは電話で一報を入れていただいた上で、受け付けますというふうにしたい。それでも出て来ない場合で、形式的不備の場合は、受け付けないという判断もあるのかと考える。

**【長坂会長】**

受け付けないのではなく、受け付けられない場合ですね。

これについては、このようなことでよろしいか。

**(報告事項 平成 29 年度基金 21 予算及び実施予定事業)**

**【会長】**

次に報告事項として、平成 29 年度基金 21 予算及び実施予定事業について、事務局から報告を願う。

**【事務局】**

(参考資料 8 平成 29 年度予算並びに基金 21 事業実施予定事業について報告)

(意見交換)

**【長坂会長】**

基金 21 について委員・幹事の皆さんの忌憚のない意見を伺いたい。  
課題や気づいた点、ここをこうしたらいいのではないかと、日頃皆さんが感じている問題意識等についてご発言願いたい。

**【服部委員】**

常に改善改善の議論が行われているので、あまり気になるところはないが、唯一、どこまで書類で審査ができるのかといったところは常に付きまとうということと、審査、評価、支援といった時の立ち位置とバランス、条例上は審査なのだが、私たちの立ち位置として、どこまで支援を盛り込んでいくのかといったところが常に悩みだった。今まで大変厳しく見てきたかと思うが、本当はもっとこうだったらいいのではないかとというような支援の目線で審査できるといいと思っていたので、どこまで許されるものなのかと思っている。

**【小松委員】**

いろいろな審査基準があるが、知っている NPO 関係者から言わせるとそれは無理だと言われるが、協働事業でいうと 6 年目からどうするのかといった点を重視している。いろんな NPO 団体があるが、これからやる事業に対して、6 年後にこうなるという青写真が描けるのかなあと。個人的には継続は力なりと考えているのでそういうところも重視していきたいと考えている。

**【高橋委員】**

先ほど少し触れたが、地域社会の課題解決について、NPO オンリーでやるというよりは、様々な角度から、その課題解決に向けて今後こうして理念に基づいてやっていくということが大事だし、これからはよりそういった社会に変わっていく時期でもあることを考えると、今回、一般社団等が対象となったことについて大変期待している。私自身、障害というところでやっているが、本来、部門に特化したところではなくて、様々な方が同じ思いをもって課題を解決していくというのが大事であって、そこを忘れずそういった方たちに参画いただくのかということ課題解決のために考えていけるといいと思う。

### 【中島委員】

課題解決部門の負担金が今度、新しく始まるので、すごく楽しみにしている。

というのは、職員の方は忙しい中で、自分達の課題をボランティア団体の方と一緒に解決するという、ある意味、職員の方の主体性がスタートとなっている事業であるので、それに対してボランティア団体がどう応えるのか楽しみである。

ただ、一方で、職員の方とボランティア団体の力関係を比べると、やはり、職員の方の方が強くなるという一般的な傾向があって、いろいろと話をすればするほど、委託に近くなっていくような関係も出てくるのではないかと思うので、そのへんをボランティア団体との協働で新しい社会を作っていくというのが、どのように展開されるのかきちんと見ていきたいと思う。

### 【岡本幹事】

これまで2年間やってきて、皆さん、ボランティア活動、協働事業ですごく成長してほしいという気持ちが前向きに出ているということが、事務局をはじめ審査会の委員の方に現れているのかと思い、それを何とかして伝えたい。要するに、応募してくる団体というのは、あわよくばちょっと受かるかなあとという感じで応募する人も中にはいるのではないかと、そういう人にはこういう気持ちを伝えたいと思う。

### 【高村幹事】

先ほど成果発表の方を聞けなかったのは残念だが、やはり対象になった団体が1年経って2年経って力を付けるというのがみれるというのが、ここに係ってきて一番うれしいところ。ただ、協働事業ということになっているが、先ほどの課題ではないが、ボランティア団体の方から提案して、実際に一緒にパートナーとして出来るかというのと、やっていく中で出来ませんと取下げになってしまうことが実際にあって、そのへんが少し課題かと思う。

提案した内容は、幹事会でいいと判断し出したのに、やはりパートナーがうまくいかなかったということで、実現出来ないということはどうやって解決するのかということ少し考えていきたいと思う。

### 【山内幹事】

この基金21は、協働事業が一番柱になっていると思っており、最終的に5年経って終了する時に、ボランティア団体の方が成長して何かができるようになれば終わりではなくて、元々、神奈川県もかかわるべきものをどう終着していくかという話だと思う。全部を事業化はできないが、その部分にもっと県と

して力を注いでいただきたいと思っている。その意味で特定課題枠というのは、大きな可能性があると思うので、期待している。

もう一つは、この基金 21 が始まった時に、神奈川県が審査するのではなくて市民が審査するというので、独立した審査委員会と幹事会を作って、事務局は黒子で、審査には口は出さないということを徹底してやっていることは分かるが、団体に対し、はじめから相談にのって、支援をして、見守って、ずっと追いつけているのは、事務局だと思う。もう少し事務局が持っている情報をうまく幹事会、審査会に出していただくことを考えてもいいのではないかと、個人的にはずっと感じていた。

### 【為崎幹事】

私も数年間、幹事をさせていただいているが、幹事になったころは、こんなに課題があったのかと、非常にはっとさせられたような提案があったような気がするが、最近、自分の目が慣れてきたせいもあるのかもしれないが、非常に新しいもののテーマに光を当てたものが少なくなってきていると感じている。それは、テーマが一巡したと考えるべきなのか、それともまだ潜在的なものがあるのだけれども、そこに情報が行きわたっていないのかということを考えてりする。

やはり、県の事業であるので、まだ潜在的なものを掘り起こすとか、一步先に行くものを作るとかということが非常に大きな使命かと考えているので、これから 30 年度の事業の募集がかかるが、やはり、今までも非常に努力されて情報を届けていると思うが、まだ情報が行きわたっていないところとか、そういうところにどうやって情報を伝え、どうやって選択していくのが課題と思った。

それと先ほど、成果報告会を聞いていて思ったが、成果報告会の中で、基金を使って何が得られたのかということをはっきり言う団体と、私たちはこういうことをやりましたという活動報告にとどまったところがあるが、成果報告会の中でなくともいいが、基金を使わなければ出来なかった何が出来たのかとか、逆に使っていく中で、何を課題として感じたのかというあたりを、実施した団体からフィードバックしていただくことが、今後の基金のあり方の改善に繋がるのかと思ったので、そのあたりの情報収集をしていただきたいと感じた。

### 【海野幹事】

幹事として携わらせてもらう中で、自分は自然環境、環境分野であるので、それ以外にこんなにたくさん問題があるということを知り大変勉強になった。また、その分野で多くの方々が大変な努力で活動されているということも大変理解できたが、為崎幹事が言われたように、光が当たらない部分は非常に多々

あるのではないかと。細かく小さく、何か不屈的意図を持って助成するものもあったのではないかと。あればもう少し見えてくるのかなあという気がした。というのは、人間の生活そのものに社会問題はすごく多くて、その分量の違いかも知れないが、環境、自然の分野からの提案が非常に少ない。環境や自然の分野は、やはり経済活動と反意するところがあるので、公的なものを申請しにくいということもあるのかもしれないが、あまり出なかった分野なので、どうしても個人の努力とか思いだけで活動してきて、中々資金的には厳しく、結果、高齢化で、本当に80歳、70歳で、その下がぜんぜんいないという団体もあるので、何かそのあたりの支援を、自分が関わって何かできないかと思っていて、また、何かあれば提案させていただきたいと考えている。

#### 【徳永委員】

基金21に期待することとして2点ほどある。

一つ目は、先ほども言われたように、この基金を得たことによる成果というものの報告を、もう少し自己評価する観点でしていただくと、その成果がもっと見える化するのではないかと。評価というと、ともすれば指数というものにこだわることで、その指数というのは経済効果であったりとか、それによって何人かの人があつたりとか、もしかするとその公共政策の中でどう成果をあげたとかということが上手に説明しにくい団体であっても、何らかの指数、受益者であったり、参加者であったり、認知度であったりとか、後、そういう指数を自分達の中に用意するという、そういう指導というのがあってもいいのか。そういう指導というと、一種の伴走で、それについては、幹事会や審査会だけではなくて、もう少し市民参加型のものになっていいのではないかと、将来的には。

例えばこの基金では寄付は受け付けていないのであれば、基金21応援団というものが出来て、助成団体に伴走する人が市民の中に出てくると。そうすると、必ず迷惑だったりとか、ミスマッチだったりとか起こるが、そういう応援団の育成みたいなものを基金21の予算の中でだんだん生まれてきてもいいのではないかというふうに思っている。

#### 【佐藤委員】

丁度2年前に、公募委員として選ばれ、委員をやらせていただいた。来月で私の任期は終わりとなるが、本当に学ぶことが多い基金21であった。

この基金は、日本で最大の助成金を与えているわけだが、事務局があつて、幹事会があつて、審査会がある、こんな助成金は他にない。ここまでしっかりとやっていることに本当に感動するこの2年間であった。

求めることは他に何も無いが、神奈川県だけではなく、ぜひ他の県でもこう

いう取組についてやってほしい。すばらしいし取組みなので、他の県にもどんどん広げて、他の県にもまねしてほしいと思うぐらいすばらしい取組みである。私は来月終わるが、皆さん、引き続きがんばってください。

**【長坂会長】**

基金 21 の伝統というのは、設立趣旨を大切にしながら、しかし絶えず革新性として新しい伝統を作っていくということ。事務局、幹事会を通じて作っていただいております、歯車がしっかりと回っているなあということを思う。

この基金を変えるつもりはないが、趣旨から言っても神奈川県全体に市民社会力をつけていくものであるが、次は地域性をもう少し配慮する必要があるのではないかと思う。やはり、横浜と川崎からの団体の提案ばかりで、そういうところからはやはりいい提案になっているが、次の段階として、神奈川県全域にこういうものが波及するためには、少し地域を重視するという方式。どういう仕組みを作ったらいいかはこれから事務局、幹事会の皆さんにも考えていただきたいが、例えば、幹事会で調査等が終わって審査会にあげる際に、その中に、大都市でない小さなものがあればよいが、そんなに無かった場合は、落ちた中からこれという高校野球の 21 世紀枠みたいなものを一つ位ピックアップしていただく。確かに落ちているが、計画をしっかりとすればあがるようなものを。また事務局に仕事が増えることとなるが、選んだら、幹事会で出てきた提案をベースにしながら、事務局と団体が話し合っ、一緒になって新しい案を作る、それがよければ審査会に出してもらい、プレゼンの中でももちろん地域配慮をしながら選んでいく。そのような地域枠、小さな都市であれば小さいほど点数を多くつけるとか、そういう仕組みの導入について検討してみてもどうかと、とても感じている。

後、皆さんの意見を聞きながら思ったのは、県側の対応というのが、もう少し前向きなものがあればよいという意見が何人からあったと思う。

そういう意味では、特定課題枠の導入を通じて、何か、県の担当者の研修会の開催ができないか、基金事業課の方も講師になっていただいて、あるべき協働事業負担金のあり方についての取組方などの職員研修をされてはどうかと、そうでないといつまでも変わらないという気がしている。

**【長坂会長】**

予定していた議事は以上。事務局、他に何かありますか。

**【坂井所長】**

(所長からひとことあいさつ)

**【基金事業課長】**

事務局からご報告させていただきます。山内涼子幹事が、今期5月31日までで幹事を退任したいとの申し出がありました。任期中の現メンバーによる幹事会は本日が最後となりますので、山内幹事から、皆様へ一言、ごあいさつしたいとの申し出がありましたので、ご報告させていただきます。それでは、山内幹事、よろしくお願いいたします。

**【山内涼子幹事】**

(退任のあいさつ)

**(閉会)**

**【長坂会長】**

以上で、本日の審査会・幹事会合同会議は閉会する。今年度の審査会、幹事会は最後となるが、次回は4月26日(水)に審査会の開催を予定している。県の各提案所属から、協働事業負担金の特定課題枠のプレゼンがあり、その選定を予定している。本日は、大変お疲れ様でした。